

北上市告示乙第96号

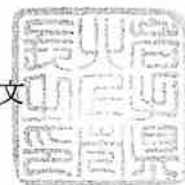
北上農業振興地域整備計画を農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定により変更するので、同条第4項及び第11条第1項の規定により公告し、当該計画の変更案及び当該計画を変更しようとする理由を記載した書面（以下「変更理由書」という。）を次のとおり縦覧に供する。

当市に住民登録している者は、縦覧期間満了の日までに、当該計画の変更案について、市に意見書を提出することができる。

また、当該計画のうち農用地利用変更計画案に係る農用地区域内にある土地の所有者及びその他土地に関し権利を有する者は、農用地利用変更計画案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から令和8年8月18日までに市にこれを申し出ることができる。

令和8年7月2日

北上市長 八重樫 浩 文



1 農業振興地域整備計画変更案及び変更理由書の縦覧期間

自 令和8年7月3日

至 令和8年8月3日

2 農用地利用変更計画案の縦覧場所

北上市芳町1番1号 北上市役所本庁舎農林部農林企画課

3 意見書の処理方法

農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、当該農業振興地域整備計画の変更を決定した旨の告示と併せて、提出された意見書の要旨及びその処理結果を告示する。